



定期報告の提出はお済みですか？

クリーンウッド法では、以下に該当する第1種木材関連事業者は定期報告を行う**義務**が法律で定められています。

対象となる事業者の皆さまにつきましては、ご提出お忘れのないようお願いいたします。

対象となる事業者

令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間に第1種木材関連事業者として譲り受けた木材等が表の区分1～3の数量以上の事業者が対象です(1つの区分でも該当する場合、報告対象です)。

(表)	区分	数量	報告先
	区分1	国産材(丸太)の総量: 3万m ³	農林水産大臣
	区分2	輸入した「木材」を丸太換算した総量: 3万m ³	農林水産大臣
	区分3	輸入した家具・紙等の物品(「木材」以外)の総量: 1.5万トン	経済産業大臣

第1種木材関連事業者とは・・・

国内市場に最初に木材等(家具・紙等の物品含む)を持ち込む木材関連事業者のことです。具体的には以下のとおりです。

国産材を取り扱う場合	輸入材を取り扱う場合
<p>以下が第1種木材関連事業者に該当します</p> <p>(1) 素材生産販売事業者から素材(丸太等)を購入する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採事業者から丸太を購入する製材工場 ・ 原木市場 ・ 原木を購入して輸出する事業者 <p>(2) 素材生産販売事業者から素材(丸太等)の販売を受託する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原木市場 ・ 原木流通事業者 <p>(3) 自ら所有する樹木を伐採し加工する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社林を自社工場で製材し販売する事業者 (伐採の直営、委託を問わない) 	<p>以下が第1種木材関連事業者に該当します</p> <p>(1) 木材・木材製品の輸入を行う事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入商社 ・ 代行輸入事業者 ・ 自ら輸入を行う合板工場等

point

例えば、製材工場の場合、素材生産販売事業者から直接購入したものは報告対象となりますが、原木市場から購入したものは報告対象外となります。詳細は次ページ▶を参照ください。

報告期限 令和8年6月末日まで

- ・ 報告内容
 - ・ 報告様式データのダウンロード
 - ・ 具体的な報告先
- などの詳細については「クリーンウッド・ナビ」の定期報告ページをご覧ください！



こちらより
アクセス！

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/teiki/teiki.html>

クリーンウッド法 定期報告の提出はお済みですか？(つづき)

報告対象について

報告対象かどうかの確認方法から報告様式への記載までについて、事例を元にご説明します。各Stepを踏まえてご対応をお願いします。

事例 1年間で以下の木材等を譲受けをした製材工場について

- ① 素材生産販売事業者から35,000m³の国産丸太を購入（全量が合法性確認木材）
- ② 原木市場から5,000m³の国産丸太を購入（全量が合法性確認木材）
- ③ 海外事業者から10,000m³の製材を購入（うち、7,000m³が合法性確認木材）

◇Step 1

対象となる木材等の整理（第2種又は消費者として譲り受けた木材等は対象外）

- ・ ①、③は第1種として譲り受けた木材であるため対象
- ・ ②は第2種として譲り受けた木材であるため対象外

◇Step 2

対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算）

- ・ ③の製材10,000m³ = 16,000m³（工場で通常用いられる丸太換算係数：1.6を使用）

◇Step 3

第1種事業者として譲り受けた各区分の総量を求め報告の要否について確認

※③の材積は丸太換算後の数値

	第1種事業者として譲り受けた木材等			第2種事業者 又は消費者として 譲り受けた木材等（対象外）
	国産材 【区分1】	輸入木材等		
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	35,000m ³			
②丸太				第2種として譲り受けた木材であるため対象外5,000m ³
③製材		16,000m ³		
合計	35,000m ³	16,000m ³	0 トン	
基準	30,000m ³	30,000m ³	15,000 トン	

⇒ 区分1で基準以上となるため、全ての区分について報告の必要あり

◇Step 4

報告内容及び報告先



- ・ 譲り受けた木材等の総量：区分1 = 丸太35,000m³、区分2 = 製材10,000m³、区分3 = 0トン
- ・ 合法性確認木材等の数量：区分1 = 丸太35,000m³、区分2 = 製材7,000m³、区分3 = 0トン

⇒ 木材のみを取り扱ったため、農林水産大臣 宛てに報告

<定期報告様式への記載例>

区分	譲受け等に係る木材等の総量（入荷量）			うち合法性確認木材等の数量		樹種	備考
	木材等の種類	総量	単位	数量	単位		
1	国産材	素材（丸太）	35,000.0	m ³ （立米）	35,000.0	m ³ （立米）	
2	輸入した「木材」	素材（丸太）					
		板材、角材等	10,000.0	m ³ （立米）	7,000.0	m ³ （立米）	針葉樹



丸太換算で出した数値はStep3における報告の要否の確認にのみ使用し、報告をする際は丸太換算した数値ではなく、**実際の正味の数値**を報告してください。
（上記事例の場合、③製材は16,000 m³ではなく、10,000m³で報告を行う）

その他の事例は、クリーンウッド・ナビでご確認できます。
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/teiki/pdf/teiki-01.pdf>

